

大房岬自然公園施設指定管理者募集要項

大房岬自然公園施設の指定管理者を募集します。

1 対象施設の概要

(1) 名称 大房岬自然公園施設

(2) 所在地 千葉県南房総市富浦町多田良

(3) 施設の沿革、役割等

自然公園の利用の機会を県民に提供し、もって県民の保健、休養及び教化に資することを目的に設置され、昭和55年4月にビジターセンターがオープンした施設です。

(4) 施設概要（参考資料1）

管理面積 41.3ha

主な施設

ア ビジターセンター（鉄筋コンクリート2階建て 延床面積 430.81㎡）

1階 展示室、事務室 2階 レクチャールーム

イ レストハウス（木造平屋建て 延床面積 98.10㎡）

ウ 汚水処理場（鉄筋コンクリート2階建て 延床面積 203.36㎡）

エ 展望塔（鉄筋コンクリート5階建て 延床面積 205.64㎡）

オ 園地（運動園地1.2ha、西芝生園地0.7ha、ホテル下園地0.3ha、南芝生園地0.3ha、ビジターセンター前園地、海岸園地）

カ 野営場（第1野営場、第2野営場）

キ 展望台（第1展望台、第2展望台）

ク 園路

ケ その他（シャワー棟：1棟、公衆トイレ：4棟、四阿・キャンプ場炊事場等）

(5) 開館時間及び休館日

大房岬自然公園施設の開館時間は午前9時から午後4時30分までとします。

休館日は月曜日（祝日の場合はその翌日）と12月29日から1月3日までとします。

ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて開館時間の変更、休館日の開館をすることができます。

(6) 施設利用者数

（単位：人）

施設名 \ 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
利用者数	165,510	161,637	160,645
うちビジターセンター	8,490	9,703	9,233
うち野営場	8,566	8,372	7,460

(7) 収支状況

平成 25 年度～平成 27 年度の状況

収 入

(単位：円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
県委託金	15,532,000	15,975,771	15,975,771
利用料金収入 (野営場使用料)	1,937,360	2,152,640	1,731,040
その他収入	2,590,093	2,940,238	1,693,046
合 計	20,059,453	21,068,649	19,399,857

(参考) テント一張り一泊につき 620 円

支 出

(単位：円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
人件費	10,442,051	10,922,329	13,870,076
管理・運営費 (うち修繕費)	6,304,891 (190,753)	6,833,317 (315,736)	5,872,879 (109,810)
委託費	3,075,127	3,025,159	3,069,359
合 計	19,822,069	20,780,805	22,812,314

2 指定管理者の業務の範囲

(1) 施設等の運営に関する業務

- ・ビジターセンター、野営場、各種園地、その他施設の提供
- ・野外レクリエーション活動に関する指導助言
- ・大房岬自然公園施設を利用した、物の販売、その他催しなどの行為の許可等に関する業務
- ・大房岬自然公園施設における有料施設の利用承認及び利用料金の収受等に関する業務

(2) 施設等の管理に関する業務

- ・施設等の維持管理及び修繕に関する業務

(3) その他の業務

- ・公園施設の設置目的を達成するため知事が必要と認める業務

*留意事項

- ・平成 29 年 3 月 31 日以前において、既に使用申し込みのあった施設利用や実施が決定している事業については、原則として現在の管理受託者から引き継ぐこと。
- ・自動販売機の設置等に係る行政財産使用許可に関する業務は県が行いますので、指定管理業務には含まれません。
- ・利用料金は、指定管理者が条例、規則の定める範囲内で、知事の承認を得て設定すること。
- ・指定管理者が事業を実施するに当たり、利用料金以外の収入を得る場合は、その内容をあらかじめ事業計画書に明記し、県と協議すること。

3 業務の基準

(1) 大房岬自然公園施設の管理運営を行うに当たっては、次の関係法令等の規定を遵守すること。

- ① 自然公園法、同施行令、同施行規則
- ② 千葉県自然公園施設設置管理条例、千葉県自然公園施設管理規則
- ③ 労働基準法、最低賃金法及び健康保険法等の労働関係諸法令
- ④ その他関連法規

なお、指定管理者が大房岬自然公園施設の利用者に対して行う許可その他の処分には、千葉県行政手続条例（平成7年千葉県条例第48号）が適用されるので留意すること。

(2) 指定管理者は、「指定管理者の業務の範囲」に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）のほか、大房岬自然公園施設内において、自らの企画提案により、使用料・利用料金以外の費用を利用者等から徴して実施する事業（以下「自主事業」という。）を実施することができるが、自主事業は大房岬自然公園施設の設置目的の達成に資すると認められ、かつ、指定管理業務を妨げないものとする。また、事業計画書に実施内容を記載するとともに、必要に応じて行政財産の目的外使用許可を得ること。

(3) 大房岬自然公園施設の管理の業務（自主事業を含む）の経理は、指定管理者が実施する他の事業と明確に区分し、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備すること。また、県が必要と認めるときは、その報告や実地調査に誠実に応じること。

(4) 大房岬自然公園施設の指定管理者が作成し、又は取得した文書（大房岬自然公園施設の管理の業務に係るものに限る。以下「管理文書」という。）は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）に規定する行政文書に準ずるものとして適正に管理を行うこと。

なお、指定管理者は、管理文書の分類、保存及び廃棄に関する基準その他管理文書の管理に関し、必要な事項を年度毎に定め、県に報告し了承を得るものとする。（管理開始年度の基準等については、指定管理者になる団体が管理開始日の7日前までに県に報告し了承を得る。）

(5) 指定管理者が保有する管理文書について、知事に対し千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号）に基づく個人情報の開示の請求又は千葉県情報公開条例に基づく行政文書の開示の請求があった場合において、知事からこれらの請求に係る管理文書の提出を求められたときは、これに応ずること。

(6) 指定管理者（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第3項に規定する「個人情報取扱事業者」に該当するものを除く。）は、大房岬自然公園施設の管理の業務に係る個人情報について、千葉県個人情報保護条例第53条の規定に基づく「事業者が行う個人情報の適正な取扱いに関する指針」に基づき適正に取り扱うこと。

(7) 指定管理者が行う大房岬自然公園施設の利用者に対する各種の指導については、千葉県行政手続条例第4章の規定の適用はないが、指定管理者は、これらの指導に当たっては、県の機関に準ずるものとして、同章の趣旨にのっとり適切に行うこと。

(8) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。

(9) 省資源や省エネルギーの推進など、「千葉県庁エコオフィスプラン」の趣旨に基づいた取組みを実施すること。

(10) 指定管理者が行う業務の詳細については、大房岬自然公園施設管理業務仕様書によるこ

と。

4 指定の期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までとします。

ただし、管理を継続することが適当でないとするときは指定を取り消すことがあります。

5 応募

(1) 応募資格

県内に主たる事務所（本店）を有する法人その他団体（個人での応募はできません）又はそのグループであって、次の全ての条件を満たすものとします。

ただし、グループの場合には、うち 1 法人（団体）以上が県内に主たる事務所（本店）を有するものであること。

- ① 会社更生法、民事再生法等による手続きをしている団体でないこと。
- ② 直近 1 年間の法人税、消費税、地方消費税、県税及び市町村税の滞納がないこと。
- ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、本県から入札の参加者資格を取り消されていないこと。
- ④ 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- ⑤ 次に掲げる暴力団排除措置事由に該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。

以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定するものをいう。以下同じ。）又はそれらの利益となる活動を行う団体であるとき。

イ 役員が暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員若しくはこれに準ずる者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき又は暴力団関係者が経営に実質的に関与しているとき。

ウ 役員が、自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。

エ 役員が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。

オ 役員が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

カ 役員が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

(2) グループ応募

大房岬自然公園施設のサービスの向上並びに業務の効率的な実施を図るうえで必要な場合は、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して応募することができます。この場合は、次の事項に留意して申請してください。

- ① グループにより申請をする場合は、グループの名称を設定し、代表となる法人等を選定すること。なお、代表となる法人等以外は、当該グループの構成団体として扱います。また、代表となる法人等又は構成団体の変更は認めません。
- ② グループ応募については、グループ（共同体）応募届（様式第 3 号）、グループ（共同体）構成団体業務分担表（様式第 4 号）、グループ（共同体）協定書（様式第 5 号）を提

出してください。

- ③ グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできません。

6 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を県に提出していただきます。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 指定申請書（千葉県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成16年千葉県規則第52号）別記様式）
- (2) 事業計画書（様式第1号）
- (3) 関係書類
 - ① 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
 - ② 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他、団体の業務の内容を明らかにする書類
 - ③ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
 - ④ 法人登記簿謄本及び印鑑証明書（法人のみ）
 - ⑤ 団体の役員名簿及び役員の履歴書
 - ⑥ 法人税、消費税及び地方消費税、千葉県税、市町村税（本店及び県内事業所にかかるもの）の各納税証明書（直近1年間）
 - ⑦ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
 - ⑧ 本要項5応募（1）①～⑤の全てを満たす旨の宣誓書（様式第2号）
 - ⑨ グループによる応募に当たっては、グループ構成員となる全ての法人等の上記関係書類に加え、次の書類を提出してください。
 - ・グループ（共同体）応募届（様式第3号）
 - ・グループ（共同体）構成団体業務分担表（様式第4号）
 - ・グループ（共同体）協定書（様式第5号）

なお、地方公共団体にあつては、関係書類を提出する必要はありません。

(4) 提出部数

提出部数は、正本1部、副本10部（副本は複製可）とします

7 管理運営経費等

(1) 管理運営経費

ア) 事業計画・収支計画

- ・現在の税制改正関連法の下では、平成29年4月1日から消費税及び地方消費税に係る税率（以下「消費税率」という。）が10%に引き上げられることとなっているため、提案に当たっては消費税率10%で策定してください。

イ) 利用料金

- ・大房岬自然公園施設の利用に係る料金は指定管理者の収入とし、管理運営経費に充てる

ものとしします。

- ・消費税率が10%に引き上げられた場合、利用料金単価の範囲（試算）は下記のとおりとなります。

- ・テント一張り一泊につき 630 円

- ・ただし、条例の改正内容によっては、消費税率引上げ後の利用料金単価の範囲が上記のとおりとならない場合がありますので、その場合には別途協議することとします。

ウ) 千葉県の負担

- ・管理業務に係る千葉県負担については、以下の参考金額以内として申請してください。
- ・なお、以下の参考金額についても、消費税率の引上げを考慮した額としています。
- ・今後の法改正により、消費税率が平成29年4月1日から10%に引き上げられない場合には、別途協議により、消費税率10%での収支計画を基に、実際の消費税率を踏まえて、所要の調整を行ったものを協定金額とします。(消費税率の引上げが延期された場合、引上げまでの間の消費税率を8%に調整した金額を協定金額とします。)

(参考金額)

平成29年度 17,320千円 (消費税率10%)

平成30年度 17,320千円 (消費税率10%)

平成31年度 17,320千円 (消費税率10%)

平成32年度 17,320千円 (消費税率10%)

平成33年度 17,320千円 (消費税率10%)

合計 86,600千円

エ) 危険負担

上記のほか、指定管理者と千葉県との危険負担は、危険負担表(別記)のとおりとします。

(2) 指定期間中の施設の大規模修繕・変更予定

特にありません。

(3) 運営上の課題

特にありません。

8 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

①受付期間 平成28年7月22日(金)から平成28年8月30日(火)まで

②受付方法 質問書(様式第6号)に記入のうえ、FAX又は電子メールで提出してください。

FAX 043-225-1630 E-Mail hogo8@mz.pref.chiba.lg.jp

9 現地説明会の実施

現地説明会を次により開催します。参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加する方の氏名を、説明会の2日前までにあらかじめ連絡してください。

なお、参加希望がない場合、説明会は実施しません。

①開催日時 平成28年7月27日(水) 午前10時から1時間程度

- ②開催場所 大房岬自然公園施設ビジターセンター 2階会議室
③連絡先 千葉県環境生活部自然保護課自然公園班
TEL 043-223-2971 E-Mail hogo8@mz.pref.chiba.lg.jp

10 申請書提出先及び提出期間

- (1) 提出先 千葉県環境生活部自然保護課自然公園班（県庁本庁舎10階）
〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
TEL 043-223-2971
- (2) 提出期間 平成28年8月26日（金）から平成28年9月12日（月）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとします。
※郵送の場合、書留郵便等により最終日の午後5時までに必着のこと。
※電子メール、FAXでの提出は認めません。

*留意事項

- ・提出された書類を変更することはできません。
- ・申請書を提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

11 選定方法

- (1) 提出された提案書類をもとに千葉県自然公園施設等指定管理者審査基準に沿って、外部有識者等に意見を求めた上で、指定管理者（候補者）選定委員会において候補者を選定します
- (2) 選定審査において、申請者である法人その他の団体の代表者又は代理の方のプレゼンテーションをお願いします。（時間、場所については申請者に後日連絡します。）
- (3) グループで応募した団体については、選定審査に先立ち、選定委員会において、提出された書類（上記6、(3)関係書類、様式第3号以下）に基づき、グループ化の理由、構成団体の業務・責任分担等の審査を行います。

12 申請に要する経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

13 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- ① 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ③ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの
- ⑤ その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるもの

14 選定結果

選定委員会で候補者に選定された団体については、平成28年10月中旬頃に千葉県ホームページに掲載します。また、選定結果の詳細については、平成28年11月上旬頃に千葉県ホ

ホームページに掲載します。

15 指定管理者の決定及び協定

- (1) 指定管理者は平成 28 年 12 月千葉県議会の議決を経て決定（指定）されます。
- (2) 指定後、県と指定管理者の協議に基づき、管理に関する協定を締結します。

16 スケジュール

公募から管理開始までの主なスケジュールは次のとおりです。

平成 28 年	7 月 15 日 (金)	募集要項公表・配布開始
	22 日 (金)	質問事項受付開始
	27 日 (水)	現地説明会
	8 月 26 日 (金)	申請書受付開始
	30 日 (火)	質問事項締切
	9 月 12 日 (月)	申請書提出期限
	9 月下旬～10 月上旬	プレゼンテーション (1 日間) 外部有識者等からの意見聴取
	10 月中旬	選定委員会で候補者の審査・選定、選定団体の公表
	11 月上旬	選定結果の公表
	12 月下旬	指定管理者の議決 (12 月定例県議会)
平成 29 年	1 月	指定管理者の指定
	3 月	協定書の締結 管理業務の引継ぎ
	4 月～	指定管理者による管理開始

17 その他

- (1) 提出書類は必要に応じ複写します。使用は県庁内及び選定委員会等において、選定の検討にあたり県が必要と認めるときに限ります。
- (2) 指定されなかった団体の提出書類は、指定管理者の指定の議決後 10 日以内に限り、申請者からの請求及び費用負担により原本（正本・副本）を返却します。
- (3) 提出書類は情報公開の請求により、千葉県情報公開条例に基づき開示することがあります。なお、指定されなかった団体の提出書類についても、指定の議決までの間に請求があった場合は同様に取り扱います。
- (4) 「5 応募 (1) ⑤」に該当するか否かについて、警察本部に照会を行う場合があります。

問い合わせ先 千葉県環境生活部自然保護課 自然公園班 相川、渡邊 TEL043-223-2971 FAX043-225-1630 E-Mail hogo8@mz.pref.chiba.lg.jp
